

1

一括下請負の禁止

方法の如何を問わず、建設業者が受注した建設工事を一括して他人に請け負わせたり、請け負ったりしてはなりません



建設業法 第22条

2

無許可業者に下請負する場合の制限

無許可業者に下請代金500万円以上の建設工事を発注してはなりません

(※建築一式の場合は、1500万円以上の建設工事又は延べ面積150㎡以上の木造住宅工事)

えー。うちは許可がないので、500万円未満の軽微な工事しか請負えません。

今度の工事、2000万円で施工してもらいたい。

制限額超過
契約書

元請負人

下請負人(無許可業者)

下請契約額に、支給材料等に係る経費も算入した金額により判断する。

建設業法 第3条

3-1

監理技術者又は主任技術者の適正設置

建設業者は請負工事を施工するときは、主任技術者又は監理技術者をおかなければなりません

※特定建設業者で、下請発注する工事の合計額が一定額以上の場合は監理技術者を設置することとなります。

はい。問題なく
工期内に完成の
予定です。

計画どおり、
施工は順調に
進んでいます
か？

**元・下、請負金額
の別なく、建設業
者が工事施工する
場合は、現場での
主任技術者設置が
必要**

下請主任技術者

監理技術者等

**※原則として、営業
所の専任技術者は、
現場工事の技術者
にはなりません。**

建設業法 第26条第2項

3-2

監理技術者等の工事現場における専任義務

主任技術者および監理技術者は、公共性のある工作物に関する重要な工事に設置される場合には、**工事現場毎に専任の者でなければなりません**



重要な建設工事とは？



工事請負金額 3500万円以上
(建築一式工事では7000万円
以上)

原則として、専任の技術者が
他の現場を兼任することは認め
られません。

建設業法 第26条第3項

3-3

監理技術者の資格者証の携帯

監理技術者は、発注者から請求があればその監理技術者資格者証を提示しなければなりません

※平成28年6月1日以降、監理技術者が国土交通大臣の登録を受けた講習を修了した場合における修了証の交付を取りやめ、監理技術者資格者証に修了した旨を記載することになりました

管理技術者資格者証を確認
させてください。

発注者



す、すみません。
今、持ってなくて・・・

監理技術者

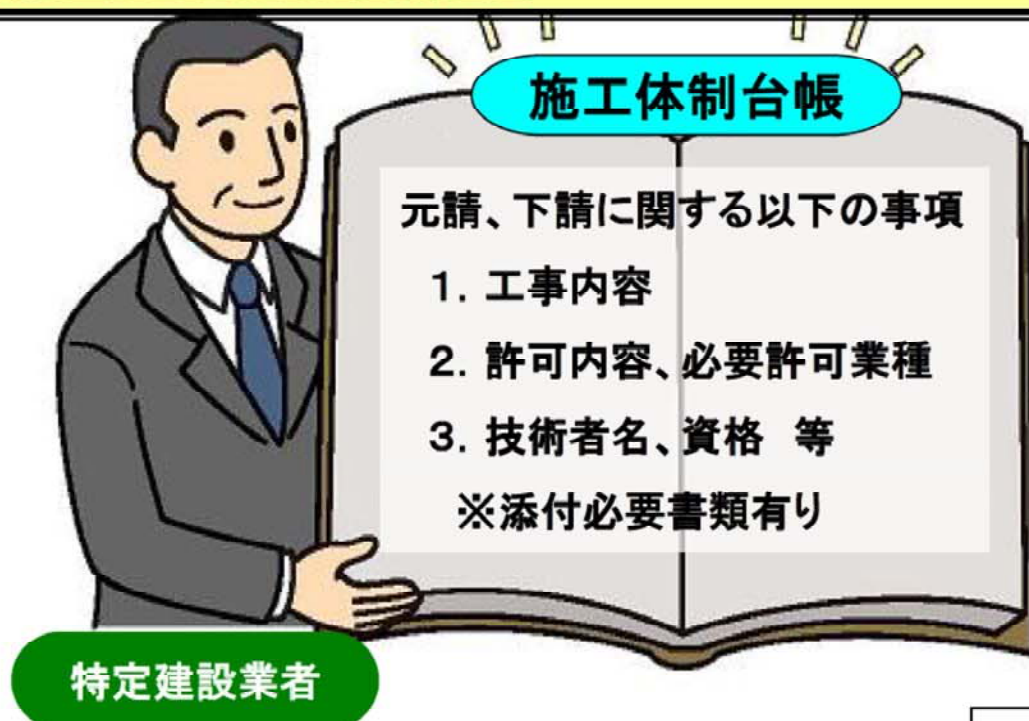
建設業法 第26条第5項

4

施工体制台帳の整備

特定建設業者が、発注者から直接請け負う元請となって、4,000万円（建築6,000万円）以上を下請に出すときは、施工体制台帳を作成し、工事現場毎に備え置かなければなりません。

ただし、公共工事においては、その工事を施工するために下請契約を締結した時点で作成することになります。



建設業法 第24条の7第1項

5

施工体系図の作成

特定建設業者が、発注者から直接請け負う元請となつて、4,000万円（建築6,000万円）以上を下請に出すときは、施工体系図を作成し、工事現場の見やすい場所に掲示しなければなりません

ただし、公共工事においては、その工事を施工するために下請契約を締結した時点で作成することになります。

施工に関わる業者
名等について漏れ
なく記載し掲示

発注者名	
工事名称	

工期	自 年 月 日
	至 年 月 日

元 請 名	
監 理 者 名	
監理技術者名	
専門技術者名	
包括工事内容	
専門技術者名	
包括工事内容	

合 社 名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
包括工事内容	
工期	年 月 日 - 年 月 日

合 社 名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
包括工事内容	
工期	年 月 日 - 年 月 日

合 社 名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
包括工事内容	
工期	年 月 日 - 年 月 日

記載の例

建設業法 第24条の7第4項

6

工事現場への標識の掲示

建設業者は、一般建設業・特定建設業者の別なく、建設工事の現場毎に、公衆の見やすい場所に建設業許可に関する事項等を記載した標識を掲示しなければなりません

許可をうけた適正な建設業者である事を現場に明示して工事施工。

「縦25cm以上×横35cm以上」

平成23年12月27日 縮小化

記載の例

建設業の許可票				
商号又は名称		サンポート工業株式会社		
代表者の氏名		代表取締役 ○○ ○○		
監理技術者の氏名	専任の有無	土木 太郎		専任
資格名	資格者証交付番号	1級土木施工管理技士		第00000000000号
一般建設業又は特定建設業の別		特定建設業		
許可を受けた建設業		土木工事業 とび・土工工事業 は装工事業		
許可番号		国土交通大臣 知事 許可(特-18)第 99999号		
許可年月日		平成18年 5月30日		

建設業法 第40条

公共工事を請け負うには、経営事項審査を受けておく必要があります



※経審に限らず、各種届出書類については、虚偽・不備なく適切に提出しましょう。

8

適正な支店・営業所での営業

許可を受けない支店・営業所では建設工事請負契約の締結はできません

※業法上の営業所の定義：「常時建設工事の請負契約を締結する営業所等」

〇〇建設 四国営業所



営業所標識の掲示も忘れずに
(建設業法第40条)

営業所登録がされていても…

- ◆契約締結権限がない
- ◆営業所専任技術者がいない
- ◆営業所の体裁がない



不適切な「名ばかり営業所」！！

建設業法 第3条第1項、第2項